

過去の答申に基づいた サービス改定状況

2014年5月21日(水)

株式会社日本レジストリサービス

組織合併時等における属性型・地域型JPドメイン名の1組織1ドメイン名制限緩和について

<p>諮問</p>	<p>属性型・地域型JPドメイン名では、1組織1ドメイン名の原則を設けています。組織合併等により、複数のドメイン名を登録している状態となる場合は、併用期間を置いた上で、1つを残し廃止することになりますが、様々な状況変化と混乱の発生を踏まえ、組織合併時等における1組織1ドメイン名の原則を見直し、将来のさらなる混乱を防ぐことに寄与する可能性を検討すべき時期であると考えます。組織合併時等における属性型・地域型JPドメイン名の1組織1ドメイン名制限緩和に関する方針について諮問致します。(JPRS-ADV-2011001)</p>
<p>答申</p>	<p>属性型・地域型JPドメイン名は、原則として1組織1ドメイン名の制限を維持すべきであるが、組織合併や社名変更、営業譲渡が行われその事実が客観的かつ公に確認できる場合には、1組織1ドメイン名の制限を緩和し、複数ドメイン名の登録を認めるのが望ましい。(JPRS-ADVRPT-2011001)</p>
<p>対応</p>	<p>2014年2月17日より、組織合併時等における属性型・地域型JPドメイン名の1組織1ドメイン名制限緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 「組織名変更」「合併」「事業譲渡」の事実が客観的かつ公に確認可能である場合には、1組織にて2つ以上の属性型・地域型JPドメイン名の登録を可能に

指定事業者制度の下での特定の状況における JPDメイン名とその登録者の保護について

<p>諮問</p>	<p>JPDメイン名の指定事業者は、JPDメイン名の登録者の意思に基づいてJPDメイン名の登録管理に必要なサービスを登録者に提供し、JPRSに対する手続を行う必要があります。しかし、指定事業者が登録者に必要なサービスを提供できなくなったり、登録者の意思を確認できないまま手続を行わねばならない場合があります。このような場合における、JPDメイン名とその登録者の保護に関する方針について諮問致します。 (JPRS-ADV-2003001)</p>
<p>答申</p>	<p>指定事業者が適切な方法で登録者のJPDメイン名廃止意思を確認できる場合には、汎用JPDメイン名と同様に、JPRSが直接登録者の意思を書類等で確認することなく、指定事業者が手続を行うことができるよう、合理的な修正を検討することが妥当である。 (JPRS-ADVRPT-2003001)</p>
<p>対応</p>	<p>2014年11月、属性型・地域型JPDメイン名の廃止手続の見直しを実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> • 汎用JPDメイン名と同様に、指定事業者が適切な方法で登録者の廃止意思を確認した場合には、指定事業者が廃止手続を行うことができる

JPDメイン名の登録に関わる 基本的な手続への柔軟性の導入について

<p>諮問</p>	<p>JPDメイン名の登録管理業務において、新規登録、登録更新、廃止の3つの手続が、JPDメイン名の登録状態を管理するための最も基本的な手続となっています。指定事業者がJPRSに対してこれらの手続を行うことによってJPDメイン名の登録有効期限が設定されます。これらの手続は厳密に運用されなければならない一方で、手続の誤りなどが多い部分でもあり、柔軟な対応を求められています。これらの手続に対する柔軟性の導入に関する方針について諮問致します。(JPRS-ADV-2004001)</p>
<p>答申</p>	<p>誤って廃止されたドメイン名については、その登録を回復する手続を設けることが必要である。(JPRS-ADV-RPT-2004001)</p>
<p>対応</p>	<p>2014年11月、属性型・地域型JPDメイン名への登録回復手続を導入予定</p> <ul style="list-style-type: none"> • ドメイン名の廃止後の一定期間内であれば、登録状態に回復することができる <ul style="list-style-type: none"> ✓ 汎用JPDメイン名では、2007年3月に導入済み ✓ 都道府県型JPDメイン名では、2012年11月のサービス開始時点で導入済み